

# 和歌山県警察犯罪捜査指揮細則

(最終改正：令和6年3月14日 和歌山県警察本部訓令第10号)

(概要)

犯罪捜査規範第19条第2項の規定に基づき、警察本部長又は警察署長が直接指揮すべき事件及び事項並びに指揮の方法について、必要事項を定めたものです。